

新春特集号

事務所は 1 月 7 日(火)からです。
尚、1 月 6 日は本部旗開きを行います。

建設長崎

January
No.715

2025 年 1 月 15 日
1 部 20 円 組合員の購読料は組合費に含まず
印刷 ●(株)昭和堂 TEL095-821-1234

発行 ●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL095-862-7121 FAX095-862-5281 <http://www.kensetunagasaki.org/> 発行責任者 ●若杉孝雄 編集人 ●古井宏樹

謹賀新年

二〇二五年 元旦

改正担い手三法で
働く仲間の処遇改善と
魅力ある建設産業の実現を目指そう



大橋建設 (市南支部) 新築工事現場にて

謹んで新春の
お慶びを申し上げます

昨年は、大変お世話になりました。仲間の結集を図り、持続可能な建設業に向けた大幅な賃金・単価引き上げ運動と、魅力ある組合づくりのため、組織の強化・拡大、建設国保の育成・強化に全力を尽くしてまいります。今年もご支援をよろしくお願いいたします。

- 執行委員長 佐藤圭介
- 副委員長 石田忠
- 副委員長 井手保
- 副委員長 中尾政
- 副委員長 須藤輝
- 書記 西平博之
- 書記 須藤博之
- 書記 西平博之
- 書記 若杉孝雄
- 書記 馬宮洋
- 書記 小宮鉄
- 書記 里宮博
- 書記 佐藤清
- 書記 藤田昭
- 書記 田崎順
- 書記 岩崎喜三郎
- 書記 山崎純
- 書記 一瀬祐輔
- 書記 城英樹
- 書記 本島行
- 書記 長田幸
- 書記 福田治
- 書記 岡田敏
- 書記 北村真
- 書記 田村政
- 書記 上方榮
- 書記 山形マ子
- 他執行部一同

長崎県建設産業労働組合
長崎県建設事業国民健康保険組合
(一社)長崎県中小建設業協会
長崎県建設技術専門学院本部



執行委員長 年頭のごあいさつ



執行委員長 佐藤 圭介

あけましておめでとございませう。組合員並びにご家族の皆様にはお健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

皆様におかれましては、日頃より様々な組合活動に對しましてご理解とご協力をいただき心から御礼を申し上げます。

昨年一月に発生した能登半島地震では石川県を中心に甚大な被害を及ぼし、その後も台風や記録的な豪雨等の自然災害が全国各地で相次いで発生し、尊い命を奪い、多くの方々が被災されました。あらためて心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

こうした自然災害等の有事の際、インフラの復旧や住宅修理・建設に欠かせない建設業は、社会生活の根幹を支える重要な役割を担っていますが、昨今の建設従事者数の減少には歯止めがかからず担い手確保と育成は重要な課題です。このような状況の中、全建総

観点からも事業所としての対応が求められています。今年四月から工事に着手する木造戸建ての大規模リフォームには建築確認申請が必要になります。建築確認が必要なのは主要構造部の過半に渡り改修等を行う場合に必要となりますが、水回りや手摺等のバリアフリーなどは不要です。リフォーム等の内容により確認申請が必要になる場合、必要ない場合に分かれることから、仲間の皆様の営業活動にも影響が及ぶと思われまます。制度の概要や申請の注意点等についての情報や講習会開催の案内など組合新聞やHP、SNSを活用しながら情報発信に努めていきます。

昨年十二月二日より国民の不安を払拭しきれないまま保険証の交付が廃止され「マイナ保険証」に一本化されました。尚、病院受診の際には、マイナンバーカードに保険証情報を紐付けしたマイナ保険証、あるいは持っているなければ「資格確認書」、または今お持ちの保険証（長建国保の保険証は令和七年七月三十一日まで有効）が利用できます。組合では皆様が安心して医療が受けられるよう努めるとともに、保険証の存続と建設国保の育成強化、補助金確保を求めるハガキ要請

行動に取り組んでまいりませう。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

建設産業は大きく変わろうとしています。これからも仲間の皆様の現場・仕事に役立つ情報発信に努めるとともに、持続可能な建設産業として、建設業で働く仲間や建設業を目指す方々にとって魅力ある産業となることを目指し、今まで以上に山積する課題に向けて皆様と一緒に運動を推進してまいります。保険証の交付廃止により仲間の組合に対する帰属意識の低下が懸念されるところでありますが、「建設長崎」は、仲間の皆様の組合であり、そして仲間の拠り所として対話・交流の機会を広げ、先輩方が築き上げてきたこの組合を将来にわたり維持・発展させるため全力で取り組む決意でございますので、皆様の最大限のご協力をよろしくお願い申し上げます。

今年一年が皆様方にとりまして、良い年となりますよう心からご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

今年一年が皆様方にとりまして、良い年となりますよう心からご祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



佐世保市長要請行動

熱い議論、有意義な要請行動に

佐世保支部協会・佐世保官公需業者会では、十一月二十九日(金)、佐世保市長要請行動を実施致しました。佐世保支部協会及び佐世保官公需業者会役員に加え、本部協会役員、事務局と山下市議会議員、久野市議会議員、小野原市議会議員にもご参加頂きました。



要望書を手渡す西野会長（左）

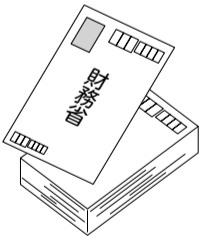
関する件、最低制限価格の引上げに関する件、住宅リフォーム助成事業に関する件、空き家対策の補助金拡充の件の四つの要請を行いました。意見交換の中で、受注機会や市独自のリフォーム助成の創設、空き家対策についての様々なご意見が出され、一時間弱熱い議論が交わされ、とても有意義な要請活動になったと思います。また、今後の市政への取り組みへの大きな一歩に繋がればと思います。

参加された役員の皆様、大変お疲れ様でした。

◆参加者◆(敬称略順不同)
西野雅樹・大島吉博
松山新二・北村政和
平尾眞一・大賀修司
松園俊輔・江頭孝一
大庭央大・山下市議
久野市議・小野原市議

令和七年度国保組合予算確保に向けたハガキ要請行動

一万五千九十通集約 ご協力ありがとうございました



令和七年度の国保組合関係予算において、私たちの社会保険の要であります建設国保の現行水準の維持に向け、組合員・家族の皆様へハガキ要請行動に取り組みました。結果、一万五千九十

通の要請ハガキを集約することができました。ハガキ要請行動は組合員と家族の声を直接伝える運動です。組合では集約されたすべてのハガキを点検し、厚生労働省、財務省へ全通投函しました。ハガキ要請行動にご協力いただいた組合員・ご家族の皆様にご心より感謝申し上げます。

建設業許可電子申請 システム研修会を開催

令和五年一月より建設業許可関係の電子申請システムの運用が開始されています。これまでの書類での申請のみでしたが、申請書類の準備や審査事務が申請者及び行政双方にとって大きな負担となっていたことか



ら、全国統一電子申請システムを構築し、書式・様式の統一を図り、手続きの電子化を進めることにより、双方の事務負担の軽減と行政コスト削減が期待されています。

中小建設業協会では、電子申請システムの周知を目的に、電子申請をおこなう際の事前の登録方法や基礎知識について県内四会場で研修会を開催しました。

また、電子申請説明の後には、ワイズ公共データシステム(株)の担当者より経営事項審査(経審)の評定のポイントについて説明をしていただきました。

長崎県からのお知らせ

令和7年1月から

手数料の納付方法が変わります!

収入証紙は廃止します。

※県の収入証紙と国の収入印紙は別のものであります。ご注意ください。

収入証紙の販売は 令和6年12月末まで

購入済証紙の使用は 令和7年3月末まで

未使用証紙の還付は 令和11年12月末まで

証紙販売終了後（令和7年1月以降）の手数料の納付方法

1 オンライン | 2 支払窓口 | 3 手数料納付書

お問い合わせ先

長崎県出納局会計課 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL 095-894-3211 FAX 095-894-3466

2025年(令和7年)へび(巳)年男・年女



田中 和樹
(佐世保東支部)

「新しい仕事などに
挑戦!
仕事の幅を広げる」

少し前から支部の青年部部長を務め、青年部層との交流はもちろん、先輩組合員の方々や他支部の方とも交流する機会が増え、交流の幅が広がりに去年は良い年でした。
仕事に限らず、挑み続ける事で、自分だけでは無く組合が前進し、より良い未来に繋がればと思います。



大平 正義
(佐世保北支部)

「お客様に
恵まれて」

十五歳から五十七年間、仕事仲間とお客様に恵まれて大工としてやってこることが出来ました。
今後ケガなどに注意して頑張っていきたいと思えます。



鳥羽 英雄
(北松支部)

「組合活動に
協力を」

今年で六回目の年男を迎える事となりました。
これからもケガや病気に気を付けて、組合活動にも協力をしていきたいと思えます。



原田 仁志
(平戸支部)

「密度の濃い
日々」

年男である今年の一年は日々を無駄にすることなく着実に積み重ね、密度の濃い日々にしていきたいと思えます。
健康にも一層気をつけて、まだまだ現役で仕事を続けていきたいと思えます。本年も宜しくお願いします。



山田 三三男
(諫早支部)

「初めて参加した
組合旅行」

今年、年男として新年を迎える事となりました。昨年は組合の旅行に初めて参加したりして、とてもよい年でした。今年も組合に協力して、体に気を付けて頑張っていきたいです。



金水 誠
(天村支部)

「感謝の気持ち」

今年、早いもので還暦を迎えました。組合活動に積極的に参加をして、色々な人に出会い、繋がりができ、感謝の気持ちでいっぱいです。
日々、健康に気をつけて、これからも組合活動に協力を惜しみなくしていきたいと思えます。



山田 哲夫
(島原支部)

「夫婦二人三脚で」

父の後を継ぎ早四十年余り、組合活動で多くの仲間と出会い、楽しい旅行にも行けました。これからも、夫婦二人三脚で、地域に貢献できる会社として、あと少し頑張っていきたいと思っております。
組合活動、今年も微力ながら頑張ります。



本田 英雄
(佐世保中央支部)

「組合活動を
盛り上げる」

早いもので、今年還暦を迎えます。
支部長として、組合活動を盛り上げていけるよう、ケガや病気に注意しながら、仕事にも励みたいと思えます。

新春幸報 小菅りや子



平井 義孝
(浦上西支部)

「運動と健康と
仕事」

早いもので六回目の年男を迎えることになりました。これまで健康に過ごせたのも、始めて十数年になる週一回のバトミントンのお陰かなと思っております。
これからも健康の間は仕事を続けていきたいと思っておりますので、皆さん、どうぞ宜しくお願いします。



佐野 勝美
(浦上東支部)

「街づくりに貢献」

まずは、還暦を迎えるので一年を通して笑顔で明るく過ごせるように健康に気をつけたいです。また、近年、自然災害が多発している中で、安心安全で地球環境にやさしい街づくりに貢献できよう頑張ります。



岳野 将平
(西彼支部)

「これからも
丁寧な仕事を」

三十六歳、三度目の年男です。
看板工として独立してから三年が経ちますが、常に勉強の日々です。
巳年といえば、長崎県民栄誉特別賞を贈られた内村航平さんも同様の巳年です。彼の体操のように、美しいと思われるような、丁寧な仕事を心掛けたいです。



荒木 雅博
(中央大浦支部)

「家族・周りの人に
感謝」

これまでに二度大病を患いましたが、それでも元気に七回目の年男を迎えることが出来ました。
これからも健康に留意し、家族をはじめ周りの人に感謝をしながら、明るく楽しく過ごしていきたいと思います。



山下 和哉
(市南支部)

「気付かされた
還暦」

書記局に「年男の写真を撮らせて下さい」の一言に還暦だったのかと気付かされた私。六十歳という節目の年、改めて健康に気を付け、趣味も充実させつつ、まだまだ現役で仕事をこなしていきたいと思います。



高見 猛美
(東長崎支部)

「生涯大工に喜び」

六十八年間続けてきました。この間、地域の皆さんにお世話になりながら、独立し多くの方々と交流もあり、五十棟以上の新築にも携わって来ました。
何事も「人から信頼される事を信念」として頑張ってきました。生涯大工で喜びも感じていきます。これからも皆さんに貢献できるように頑張っていきたいと思います。

佐世保中央支部旅行会

「浸水の厳島神社は逆にレア？」

佐世保中央支部では、十一月十六日(土)〜十七日(日)にかけて、支部旅行会を開催しました。

コロナ禍により五年振りの開催となった今回の支部旅行会、総勢二十六名の参加を頂き、広島県宮島方面へと向かいました。

初日は、朝七時三十分には支部を出発し、支部長のご挨拶を頂いた後は、もちろんすぐに乾杯。広島県まで向かうため道中はたつぷり



▲広島原爆ドーム前にて

大盛り上がりの中、バスは最初の目的地である広島原爆ドームに到着。外観を見学し集合写真を撮り、次の目的地は呉市にある大和ミュージアムに向かいました。大和ミュージアムでは戦艦大和の模型や当時の歴史を学べる内容となりました。

その後、ホテルへ到着した後は、お待ち兼ねの懇親会。広島を夜をゆつくりと堪能し、温泉で日頃と長い道中の疲れを癒しました。

二日目は、今回の旅行会のメインである宮島へ。朝一の船で渡りました。宮島には十分ほどで到着し、まずはロープウェイへ。しかしこのロープウェイが難関でした。

ロープウェイ乗り場までは徒歩で行かれますが、行けども行けどもまだ着かず、ほぼ登山状態。昨日のアルコールも抜けぬまま、中には途中で諦めかけた方も…。

何とか全員で乗り場まで到着し無事にロープウェイに乗車し山頂へ向かうことが出来ました。山頂へ到着し、さあ素晴らしい景色。のはずが霧でほぼ見えません。まさに過酷な登山だけをした状態になりましたが、皆さんの心遣いでこれもまた一つの思い出として頂きました。

下山後は、いよいよ厳島神社の見学。のはずがここでもまた…。まさかの年に数回しかない高潮により神社が海に浸かっており、見



学不可。

少し待てば潮が引いてくれることを願い、五重塔などを見学しお昼ご飯を早めて過ごしましたが、願い叶わず、予定時間内には潮は引いてくれませんでした。

ここでもまた、皆さんの優しさで、「年に数回しかない状況を目の前で見た事」も逆にレアな思い出になる」と言って頂き救われ、貴重な思い出となりました。

その後は各々お土産を買われたり、出来立てのみじ饅頭を堪能したりと楽しい時間を過ごしました。

宮島を離れた後は、最後の目的地である山口県岩国市の錦帯橋へ。ここでは組合員さん達の目はやはり職人。作り等を真剣にみられる場面も。

その後、帰路につきましたが、昨日の車中が嘘のように静かな車内で、皆さんさすがに疲れが溜まっておられました。

無事に支部へ到着し解散となりましたが、晴天とまではいかなかったものの、雨にも合わず、ケガや事故もなく全行程を終了出来たこと、また参加者の皆さんの優しさや協力により、五年振りの支部旅行会が成功裏に終了する事が出来、深く感謝申し上げます。

須藤 輝久氏 (北松支部)

『中央職業能力開発協会会長表彰』受賞

今般、建設長崎副執行委員長である須藤輝久氏が、(建築大工)として、技能検定制度の推進と普及に努め貢献したとして、長崎県職業能力開発協会の推薦により「中央職業能力開発協会会長表彰」を受賞されました。



この表彰は、毎年、中央職業能力開発協会(所管・厚生労働省)が、十一月の

「人材開発促進月間」に合わせて、技能検定、技能振興等に関する事業について、その業績が顕著であり、他の模範と認められる功労者に対して行なわれています。

須藤副委員長は、「この度の受賞を大変ありがたく、光栄に思います。これまで技能検定委員として長らくやってきましたが、次世代

とのバトンタッチも見据えながら、今後も技能検定の推進・普及の一助となれればと思います。ありがとうございます。」とコメントされました。

※本表彰は全国で二十四の団体と百八十四名の功労者が、「職業能力開発事業」、「技能検定事業」、「技能振興事業」それぞれ

佐世保東住宅デー 恒例行事に喜びの声

今年も支部では住宅デー「どろんこの里」十一月十日(日)と「わくわくふれあい市」十一月二十四日(日)日間、隔週で開催いたしました。

わくわくふれあい市では、十一月らしい秋空の下開催しました。設置場所の関係上、終始日陰の寒中、受付や包丁砥ぎをされています。暖かいコーヒー等でお昼前頃から、小雨が降りつつも、組合員さんは、作



▲どろんこの里



▲わくわくふれあい市

の皆様は包丁を研いでおられました。来場者からは、「いつもありがとうございます。また来年もお願いいたします」と喜びの声もいただきました。感謝申し上げます。

- 【十一月十日】
- 長島 則行 江良 春美
 - 迎 稔 迎 良則
 - 茅原 喜人 田中 和樹
 - 鴨川 浩樹 田中 光輝
 - 大庭 真八 松延 貴男
 - 小谷 守 城戸 行誠
 - 川端 昭吾

- 【十一月二十四日】
- 迎 稔 迎 良則
 - 茅原 喜志男 吉居 雄一
 - 松延 貴男 田中 光輝
 - 城戸 行誠 柳 光輝
 - 迎 政博 枝折 春紀
 - 小谷 守 山本 進
 - 坂本 昇 大庭 真八
 - 鴨川 浩樹
 - 佐藤委員長 石田副委員長

大村第一分会住宅デー 総数二〇本、研ぎあげる！

大村第一分会では、十一月二十四日(日)に木場公民館にて住宅デー(包丁研ぎ)を開催しました。

予報では気温が下がり肌寒い天候になると予想されましたが、当日は穏やかな秋晴れとなりました。

集合時間よりもだいぶ早く集合していただいたおかげで、準備が早く終わり余裕をもって待機することができました。開始時間よりも早く来られる方々もいて、受付は混雑していました。

受付した包丁の刃の確認をされる方、研ぐ方へ渡す方、研ぎ終わった包丁を受付へ



- 【参加者】(敬称略・順不同)
- 吉川 実 伊藤 一廣
 - 松山 増夫 原田 保彦
 - 井石 勝次 脇崎 和之
 - 岩元 秀義 田中 俊博
 - 伊藤 光廣 木下 剛
 - 中村 雅美 副島 俊哉
 - 中尾 政男 一瀬 純男
 - 伊藤 久子 中尾スミ子

木造戸建の大規模なリフォームは建築確認手続きが必要になります

※大規模なリフォーム:

建築基準法の大規模の修繕・模様替にあたるもので、建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根または階段)の一種以上について行う過半の改修等を指します。

① 建築確認手続きの対象となります

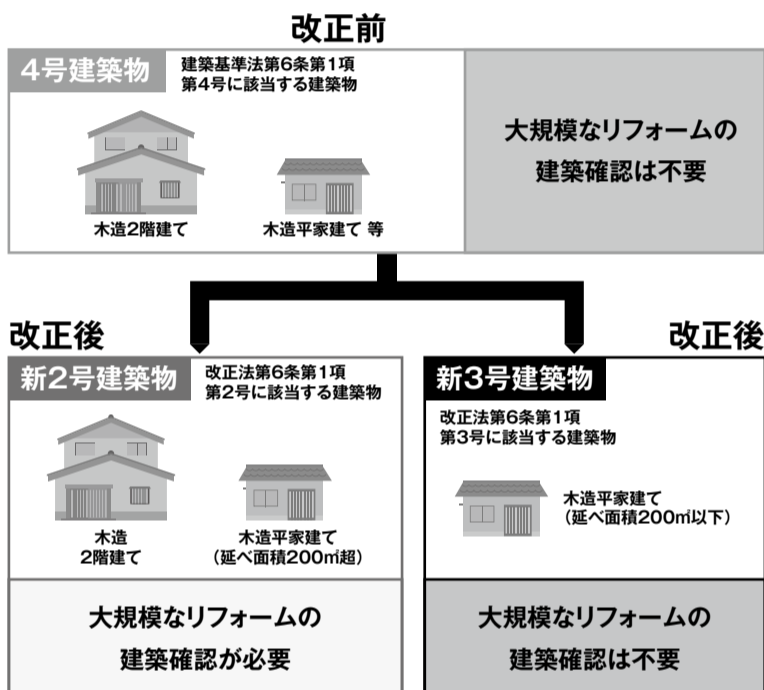
二階建ての木造戸建等で行われる大規模なリフォーム^{※1}で、2025年4月以降に工事に着手するものは、事前に建築確認手続き^{※2}が必要となります。

キッチンやトイレ、浴室等の水回りのリフォームや、バリアフリー化のための手摺やスロープの設置工事は手続き不要^{※3}です。

※1: 建築基準法の大規模の修繕・模様替にあたるもので、建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根または階段)の一種以上について行う過半の改修等を指します。例えば、階段の架け替え工事や屋根の全面的な改修等は該当しますが、屋根や壁の仕上げ材のみの改修等は該当しません。

※2: 建築確認手続きは、工事に着手する前に手続きを終える必要があります。また、現行法に適合していない箇所があれば別途適合させる工事が必要な場合があります。

※3: 工事内容によっては大規模なリフォームに該当する場合があるので、建築主事または指定確認検査機関へご相談ください。



② 建築士による設計・工事監理が必要です

延べ面積が100㎡を超える建築物^{※4}で、大規模なリフォームを行う場合は、建築士による設計・工事監理が必要です。(建築基準法第5条の6の規定による)

※4: 建築士法第3条の2及び第3条の3の規定により、都道府県が別途延べ面積等を定めている場合があります。

2025年4月から 建築基準法・建築物省エネ法が改正!

3つの改正するルール → 2025年4月以降に工事に着手するものが対象です。

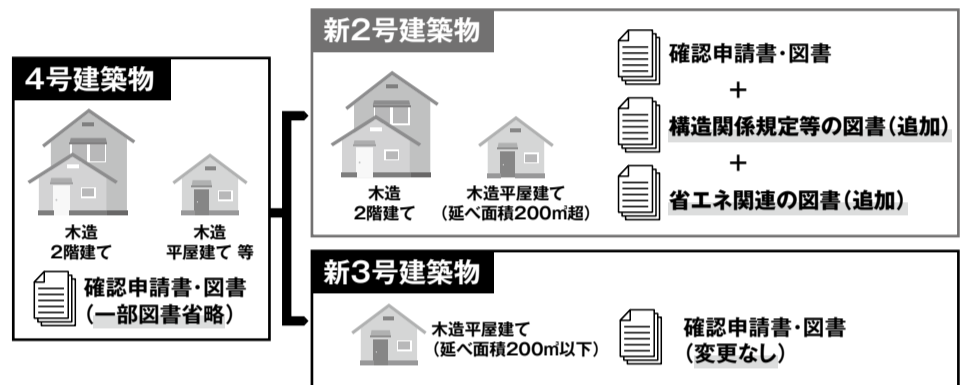
1 全ての新築で省エネ基準適合を義務化!

- ① 省エネ適判手続きが必要になります。
- ② 仕様基準で評価する場合は省エネ適判は不要です。

2 木造戸建住宅[※]の建築確認手続き等を見直し!

※階数2以上又は延べ面積200㎡超

- ① 「建築確認」が必要な対象範囲を拡大します。
- ② 「審査省略」の対象範囲を限定します。
- ③ 構造・省エネ関連の図書等の提出が必要になります。



3 木造戸建住宅の壁量計算等を見直し!

→ 重い屋根・軽い屋根等の区分を廃止

- ・算定式に基づき、壁量および柱の小径を算定
- ・表計算ツール・早見表(試算例)を使用可能

■解説動画 ■テキスト ■大規模なリフォームについて

わかりやすい解説動画やテキストはこちら

建築基準法・建築物省エネ法改正説明会 (工務店・大工技能者向け)

建築基準法・建築物省エネ法が改正されました。令和7年4月1日以降に着工する住宅・建築物から、建築確認審査の対象が拡大され、また、原則すべての建築物の新築時に省エネ基準への適合義務化が開始されます。今回の説明会では、法改正の概要に加え、施工時に配慮すべき事項を説明します。併せて、施工に携わる方には必須となる建設リサイクル法や土砂法等の関連法令について、説明します。

○対象者 主に木造住宅の施工に携わる工務店・大工技能者の方

○日時・場所

時津会場	令和7年1月15日(水) 10:00~12:00 (9:30 受付開始) 時津町北部コミュニティセンター 講座室 (時津町日並郷)
諫早会場	令和7年1月22日(水) 18:30~20:30 (18:00 受付開始) 県央振興局 研修棟 (諫早市永昌東町)
大村会場	令和7年1月30日(木) 18:30~20:30 (18:00 受付開始) 大村コミュニティセンター 第4会議室 (大村市幸町)
島原会場	令和7年2月1日(土) 15:00~17:00 (14:30 受付開始) 島原振興局 第一会議室 (島原市城内1丁目)
県北会場	令和7年1月25日(土) 15:00~17:00 (14:30 受付開始) 平戸市たびら活性化施設 研修室1・2 (平戸市田平町里免)

○主な内容

- ① 建築基準法改正について
 - ・木造2階建て住宅も構造審査が必要になります。検査の方法が変わります。
 - ・都市計画区域外の木造2階建て住宅も確認申請手続きが必要になります。
- ② 建築物省エネ法改正について
 - ・原則全ての建築物に省エネ基準への適合が義務付けられます。省エネ計算もしくは仕様基準への適否の確認が必要になります。
- ③ 建築関連法令について
 - ・建設リサイクル法届出について
 - ・土砂法レッドゾーン内の建築制限について

○参加費用 無料

○申込方法

下記の方法により各会場の開催日の7日前までに申し込んで下さい。

長崎県ホームページの「長崎県電子申請システム」より申込(下記アドレスまたはQRコードからアクセス)
https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offer_list_detail?tempSeq=6380



申込先・問合せ先

(時津会場) 長崎振興局建築課 TEL:095-844-2203 FAX:095-844-1306
 (諫早・大村会場) 県央振興局建築課 TEL:0957-22-0010 FAX:0957-24-1870
 (島原会場) 島原振興局建築課 TEL:0957-63-5599 FAX:0957-63-2251
 (県北会場) 県北振興局建築課 TEL:0956-23-1816 FAX:0956-22-4441
 ※全体的な事項 県庁土木部建築課審査指導班 TEL:095-894-3093 FAX:095-827-3367

福祉共済制度 給付内容

共済の申請忘れはありませんか？

建設長崎の福祉共済は、全ての組合員が加入しており、組合員や家族のお祝い事や不幸があった際に、皆で積み立てておいた共済基金の中から各種給付を行う制度です。

月掛金 (65歳未満) 1,300円 (65歳以上) 1,100円

※共済給付の効力は組合加入後3ヶ月後の日より発生します。時効は事象発生から1年です。申請及びお問い合わせは所属支部事務所へ。

時効があります。忘れずに申請をしましょう。



平成28年11月1日より発効

※この給付の効力は組合加入後3ヵ月後の日より発生します。

共済種目		共済A型（65歳未満の組合員）		共済B型（65歳以上の組合員）		
共済会費		月額 1,300円		月額 1,100円		
休業補償	病気休業手当金 (業務上の疾病・交通事故を除く)	組合加入 3ヵ月超1年未満	1日につき 4,000円	(労務不能4日目より支給し最高27日間)		
		1年以上2年未満	1日につき 4,000円	(労務不能4日目より支給し最高37日間)		
		2年以上	1日につき 4,000円	(労務不能4日目より支給し最高47日間)		
	傷害入院給付金	組合員がケガで入院した場合	入院1日につき 1,500円	(入院初日より支給し最高180日を限度)		
	入院見舞金	傷害入院給付金と同時に入院30日間につき	10,000円 (最高6回 60,000円を限度)			
各種祝金	結婚祝金	組合員が結婚したとき			30,000円	
	出産祝金	組合員または配偶者が出産したとき			10,000円	
	小学校・中学校入学祝	組合員の子供が小学校・中学校に入学する際、一児童（生徒）につき			5,000円	
	成人の祝	15,000円			—	
	初老（厄入）祝	15,000円			—	
	還暦の祝	15,000円			—	
	古希の祝	—			15,000円	
	喜寿の祝	—			15,000円	
	米寿の祝	—			15,000円	
	敬老の祝	—			70歳以上の組合員に対して祝品贈呈	
労災事故給付金（見舞金）		休業10日以上の上の労災事故にあった場合		一事故につき 10,000円		
交通事故給付金（見舞金）		休業10日以上の上の交通事故にあった場合		一事故につき 10,000円		
住宅災害見舞金	火災	全焼・全壊の場合（70%以上）		800,000円		
		半焼・半壊の場合（20%以上70%未満）		720,000～400,000円		
		一部焼・一部損壊（20%未満）		240,000～40,000円		
	風水害 (地震を除く)	全壊・流出（自宅70%以上の損壊・流出）		240,000円		
		半壊（住宅20%以上70%未満の損壊）		120,000円		
		一部壊	（損害額が100万円を超える場合）		24,000円	
			（損害額が20万円を超え100万円以下の場合）		8,000円	
床上浸水	全床面の50%以上の浸水（150cm以上40cm未満）		120,000～24,000円			
	全床面の50%未満の浸水（100cm以上）		24,000円（100cm未満）8,000円			
弔慰金		火災等で組合員の2親等までの同居家族が死亡した場合		80,000円		
障害給付金	病気による重度障害 ・労災保険法第1～2級 ・労災保険法第3級2～4号		500,000円	—		
	不慮の事故	重度障害	1,000,000円	—		
		労災保険法第3～14級	450,000円～20,000円	—		
	交通事故	重度障害	—	1,000,000円		
		労災保険法第3～14級	—	900,000円～40,000円		
		入院給付	—	(入院5日目より180日を限度) 1日につき2,000円		
通院給付	—	(通院初日より90日間を限度) 1日につき1,000円				
死亡弔慰金	組合員	病気死亡（自殺含む）	510,000円（加入年数不問）	組合加入 3ヵ月超1年未満	40,000円	
		不慮の事故による死亡	1,010,000円（加入年数不問）	1年以上2年未満	60,000円	
				2年以上6年未満	80,000円	
	交通事故による死亡	1,010,000円（加入年数不問）			6年以上	110,000円
	配偶者死亡	組合加入	3ヵ月超1年未満	30,000円		
1年以上2年未満			40,000円			
2年以上6年未満			50,000円			
6年以上			60,000円			
家族死亡		組合加入 3ヵ月超～	15,000円			
70歳以上退会慰労金 (70歳以上組合員が脱退する場合)		—		組合加入 20年以上	100,000円	
				30年以上	120,000円	

【特記事項】

- この共済給付の効力は組合加入後3ヵ月後の日より発生します。但し、住宅災害見舞金・組合員障害給付金・組合員死亡弔慰金（A型及びB型の交通事故死亡）については組合加入年数は問いません。
- 組合費・共済会費等を3ヶ月以上未納している場合は支給できません。
- 病気休業手当について
 - 組合員が病気等で仕事を休んだ場合に支給します。但し、業務中の疾病や第三者行為による交通事故等は支給対象になりません。
 - 組合加入3ヶ月後の同日以降に発病し、その疾病により労務不能となった場合に支給対象となります。
 - 限度満額支給を受けた日より1年間に同一疾病等で無受診の場合に限り、その疾病は治癒したものとみなし新たに支給することができます。
- 傷害入院給付金について支給対象とならないものは次の通りです。
 - 腰痛（症）・腰椎症・脊椎症・ヘルニア／妊娠・出産・流産／地震・噴火・津波等によるケガ／ピッケル等を使用した山岳登山／スカイダイビング等の危険な運動中による事故／脳疾患等の病気によるケガ（歩行中病気で意識を失い転倒してケガをした場合等／病気による入院、傷害事故による通院等）
 - 健康保険、労災保険、生命・損害保険、加害者からの賠償金等の有無に関係なく支給対象となります。
- 死亡弔慰金について
 - 組合員、配偶者及び家族死亡に伴い弔慰金を支給する際には、弔慰金とは別に福祉共済会より生花をお供えすることとします。
 - 家族死亡弔慰金の支給範囲は、組合員と同居している子・父母（義父母含）、別居の実父母を対象とします。
 - 死亡弔慰金には、香典代（組合員・配偶者死亡時は10,000円・家族死亡時は5,000円）も含まれています。
- この福祉共済会の改定は、事実発生日が平成28年11月1日以降の申請日より適用します。

無料 年度内に健診を受診しましょう!!

個人で受ければ*7,988円もかかる検査が無料です!
※令和 6 年度集合契約の金額となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健診受診者数は減少しています。健診の最大の目的は「病気の早期発見」です。しかし、受診しないままだと、本題の早期に発見されるはずの病気が放置され、気づいた時には病状が進行、重症化してしまう恐れがあります。現在、健診機関では、3つの「密」を可能な限り回避する、マスク着用を原則とするなど、きめ細かな感染予防対策を講じています。今年度の健診をまだ受診されていない方は、ぜひ年度内に受診してください。

受診できる医療機関	組合指定の医療機関（「特定健診実施機関一覧表」に記載されている医療機関） ※一覧表に記載されていない健診機関では受診することができません。
申込方法	ご希望の医療機関へ直接申込・ご予約をお願いします。
健診受診に必要なもの	○受診券 ○質問票 ○保険証（※マイナ保険証、資格確認書）
健診の検査内容	・問診 ・身体計測 ・検尿 ・血圧 ・血液検査
特定健診でわかる生活習慣病	・高血圧症 ・脂質異常症 ・肝硬変 ・動脈硬化 ・腎臓病 ・腎不全 ・糖尿病 ・痛風 ・アルコール性肝臓病
自己負担	受診券にて受診した場合に限り自己負担はありません。
受診できる期間	今年度の特定健診受診券の有効期限は令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。

※受診券を紛失された方は各所属支部、または長建国保までご連絡ください。【長建国保】TEL095-862-8463

各種届出（被保険者の取得、喪失、住所変更等）はこれまで通り所属支部での手続きが必要になります

結婚や出産、退職などで扶養家族が増えた、あるいは就職や結婚、死亡や世帯分離等で扶養家族が減った、住所や氏名が変わったなど、組合員世帯に異動があった時は、14日以内に届出が必要です。

資格の取得、喪失の届出が遅れてしまいますと、マイナンバーに紐づく資格情報について更新が行われず、扶養家族の保険料を遡って納付いただいたり、保険料の返還が受けられない場合がありますので、お届け忘れが無いよう、ご確認いただき、該当される場合は速やかに所属支部にて手続きをお願いします。

こんなときは手続きが必要です！

- 家族が市町村国保から長建国保へ加入するとき
- 家族が会社（社会保険）を退職し、長建国保へ加入するとき
- 出産したとき
- 長建国保を脱退するとき
- 就職等で健康保険に加入したとき
- 市町村国保に加入するとき
- 被保険者が死亡したとき
- 修学や介護等施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき
- 住所、氏名が変わったとき
- 被保険者証を紛失、破損したとき
- 修学のため自宅を離れる場合
- 介護、福祉施設等に長期入所、(入園) する場合
- 組合員が法人として事業を行うようになったとき
- 保険料の賦課区分に変更が生じたとき
- 40～65歳未満（介護第2号被保険者）で国が定める介護適用除外施設に入所するとき

※お手続きによっては提出していただく書類がございますので、ご不明な点等ございましたら、所属支部、または長建国保までお問合せ下さい。

国保だより

長崎県建設事業国民健康保険組合指定温泉一覧表

※規定料金は告知なく変更される場合がございます。正確な料金は各温泉施設までお問合せ下さい。

2024.12.1 現在

消費税 10%	指定温泉名称	利用区分	温泉施設内場所	平日料金 休日料金	規定料金	割引料金 メンバーズカード 提示	補助券の額 (温泉券利用)	利用者負担 (自己負担)	所在地 電話番号
長崎・西彼地区	稲佐山温泉 アマンディ	大人			830円	▲30円	▲300円	500円	長崎市曙町39-38 095-862-5555
	i+Land nagasaki (旧) やすらぎ伊王島	大人	ホテル側	平日	800円	▲100円	▲300円	400円	長崎市伊王島1丁目3277-7 095-898-2202
				休日	1,000円	▲100円	▲300円	600円	
			しまかぜ	平日	800円	▲100円	▲300円	400円	
				休日	1,000円	▲100円	▲300円	600円	
	喜道庵	大人			1,000円	-	▲300円	700円	西彼杵郡長与町岡郷2762-1 095-887-4126
道の尾温泉	大人			800円	-	▲300円	500円	西彼杵郡長与町高田郷284 095-856-2631	
ゆりの温泉	大人		発券機に「950円」、「650円」ボタンがあります。メンバーズカードの提示が必要です。		1,090円	▲140円	-	950円	西彼杵郡長与町高田郷2289-2 095-856-2617
					1,090円	▲140円	▲300円	650円	西彼杵郡長与町高田郷2289-2 095-856-2617
県央地区	サンスパ おおむら ゆの華	大人			820円	▲120円 [メンバーズカード 有無に関わらず]	▲300円	400円	大村市森園町663-3 0957-50-1126
	青雲荘	大人			880円	-	▲300円	580円	雲仙市小浜町雲仙500-1 0957-73-3273
	小地獄温泉館	大人			500円	-	▲300円	200円	
	望洋荘	大人	大人(高校生以上) [7:30~16:30]		550円	-	▲300円	250円	雲仙市小浜町南本町10 0957-74-3141
			大人 [16:30~21:30]		330円	-	▲300円	30円	
		雲仙市にお住いの方のみ (保険証・運転免許証をご提示ください) 大人(60歳以上) [7:30~21:30]		209円	差額は返金されません。		0円		
いいもり月の丘	大人				520円	-	▲300円	220円	諫早市飯盛町平古場279番地 0957-28-4141
県北地区	国民宿舎 くじゃく荘	大人			600円	-	▲300円	300円	東彼杵郡川棚町小串郷272 0956-82-2661
	川棚大崎温泉 しおさいの湯	大人			600円	-	▲300円	300円	東彼杵郡川棚町小串郷237 0956-82-6868
	ザ・パラダイス ガーデンサセボ(※1)	大人			900円	-	▲300円	600円	佐世保市崎岡町853-12 0956-39-4800
	ホテルローレイ ばってんの湯(※1)	大人			800円	▲160円	▲300円	340円	佐世保市南風崎町449 0956-59-3939
	はさみ温泉 湯治楼	大人	平日		800円	-	▲300円	500円	東彼杵郡波佐見町長野郷558-3 0956-76-9008
			土・日・祝		850円	-	▲300円	550円	
	鹿町温泉 やすらぎ館	大人				660円	-	▲300円	360円
平戸たばら温泉 サムソンホテル	大人				1,000円	-	▲300円	700円	平戸市田平町野田免210-6 0950-57-1110

(※1) 毎月26日「風呂の日」は規定料金が半額となり、補助券の使用は出来ません。

指定温泉施設の入浴料割引 及び補助制度



長建国保では、組合員及び家族の健康の保持増進を図るため「指定温泉利用料金の割引及び補助制度」を実施しています。ぜひご利用下さい。

■利用料金の割引

指定温泉と契約し、規定料金より安い料金で利用できます。

■利用料金の補助

(小人料金には、割引はありません。) 補助券により、割引料金より更に安い料金で利用できます。

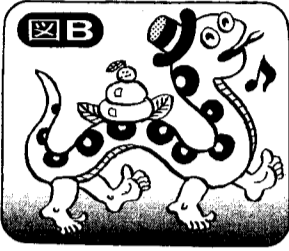
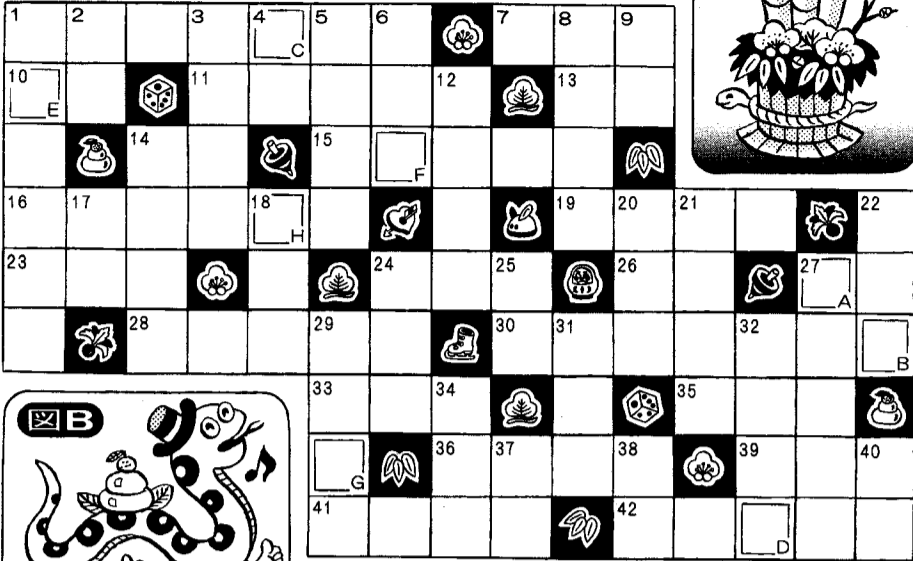
規定料金 - メンバーズカード割引 = 割引後の料金
割引後の料金 - 補助券(300円) = 利用者負担金
・長建国保加入組合員(年間20枚)
組合のみ加入(年間6枚)

※支部事務所で申し込んで下さい。(要:印鑑)
※詳細については各支部事務所へお問い合わせ下さい。

新春クロスワード

出題・モロズミ勝

【問題】二重ワクの文字をA~Hの順に並べてできる言葉はなに？



答 A B C D E F G H

42 41 39 36 35 33 30 28 27 26 24 23 19 16 15 14 13 11 10 7 1

ヨコのカギ
お正月に食べます
……一会
サンタクロースの乗り物
ハローモニカ……。思い出……
流鏝馬（やぶさめ）は馬に乗り
矢を……。弦につぎの的を射る
……意周到。天地無……
育児のために会社を休むこと
元日に、その年の干支の良い方
角にあたる寺社にお参りします
【図A】のイラストがヒント
寝具などに使う毛織物
対義語は「損失」
……カツ。……汁
季語を入れずによむ……俳句
家・宮・宿などの部首は？
はじめは竜のような勢いだった
が終わりはへびという故事成語
砂漠の乗り物
キューバ起源のダンス音楽
全体の合計金額
夜のまん中のころ
来客を通してなす部屋
バス、タクシー、トラックなど

40 38 37 34 32 31 29 27 25 24 22 21 20 18 17 14 12 9 8 6 5 4 3 2 1

タテのカギ
鏡もちとも言います
春の七草の一つです
海援隊を結成した坂本……
力士の最高位は……綱
赤穂義士の吉良邸……事件
能……。実……
ラーメンは……。そばとも言う
分別して出しましょう
江戸時代の歌麿・写楽・北斎・
広重などは……師
対義語は「和風」
……律。十進……
首都はテヘラン
はげしく荒れ狂う大波
地球の地殻と核の間にある層
♪……。だ……。だ……。おちばたき
対義語は「着陸」
雨かんむりに務と書いて？
役に立たないおしやべり
すし屋での「しやうゆ」
上品。エレガント
役に立つように使うこと
【図B】のイラストがヒント
将棋で「成り角」のこと
お年玉……。おみ……
草の名……。ぶき屋根の家

新春お年玉クイズ

852-8021
長崎市城山町17-58
建設長崎 教宣部
「新春お年玉クイズ」係

〈間違いさがし〉
1 5
2 6
3 7
4

〈クロスワード〉
(答)

あなたの支部名 _____
氏名 _____
住所 _____

クイズに挑戦して記念品をゲット！
「間違いさがし」と「クロスワ
ド」の問題に挑戦！
答えがわかった方は、左記の要領
でハガキに、「答え」「支部名」「氏
名」「住所」を記入して応募下さい。
正解者の中から抽選で五十名に記念
品をお送りします。
※応募締切
一月六日(月) 必着



※印刷上の汚れやかすれは、間違いには入りません。

2025年新春初売

明けましておめでとうございます
今年も旧倍のお引立て
宜しくお願い致します



1月25日(土)
9時~14時
初市

長建木材供給(株)
TG GROUP
取締役社長 高島 正弘

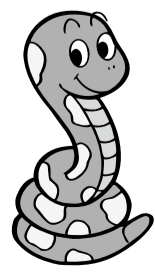
西彼杵郡時津町左底郷1の4
TEL 095-882-0304 FAX 095-882-6594

千支の雑学

へびは守り神？

千支の呼び方・読み方は
ネ（ネズミ）、ウシなど動
物の呼び名そのままか、略
で表されますが、已年だけ
違います。へびは昔「へ
ミ」と呼ばれていたことか
ら千支は語呂よく「ミド
シ」となり、へみの呼び方
は「へび」へと変化しまし
た。
アダムとイブをそそのか
したへびは西洋では邪悪な
存在とされますが、東洋で
は古くからあがめられてき
ました。
日本では、へびが収穫物
や作物を狙うネズミの天敵

であったため、家々の大事
な守り神的な存在でした。
縄文時代の土器にはへびの
装飾を多用。縄文の文様自
体がへびを表し、神社のし
め縄は絡み合うへびの姿と
いわれます。弥生時代、後
漢の皇帝が日本の倭奴国王
に贈った「金印」のつまみ
もへびがデザインされてい
ます。へび、すごいです。



コーナンPRO
×
建設長崎

建設長崎
メンバーズカードが
コーナンPROで
使えます！

税抜お買上額から**3%**割引

お会計時に、建設長
崎メンバーズカードを
提示することで、税抜
き合計金額から3%の
割引が受けられます。
県内の対象店舗は、
い。

●コーナンPRO大塔店
(佐世保市大塔町8-62)